

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和3年10月
山梨県人事委員会

目次

給与勧告の仕組みと本年の給与改定

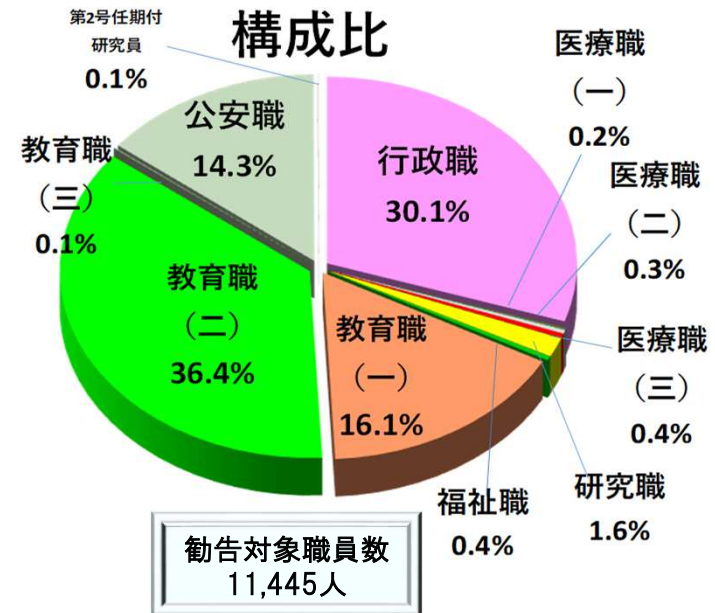
①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④	民間給与との較差	4
⑤	本年の給与改定	5
⑥	最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）	6

① 給与勧告の対象職員

令和3年4月1日現在の給与勧告対象職員は、11,445人(注1)です。
 このうち、一般行政職員は、3,450人で全体の30.1%を占めています。最も多いのは教育職で、
 小中高校等を合わせると6,019人で、全体の52.6%となり過半数を占めています。
 また、職員の平均年齢は42.7歳(注2)となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	一般行政職員	3,450人	42.9歳
医療職(一)	医師、歯科医師	21人	42.1歳
医療職(二)	薬剤師、栄養士等	36人	42.4歳
医療職(三)	保健師、看護師	46人	39.1歳
研究職	研究員、学芸員	189人	44.7歳
福祉職	福祉司	42人	37.2歳
教育職(一)	高等学校・特別支援学校の教育職員	1,839人	45.6歳
教育職(二)	小学校・中学校の教育職員	4,172人	43.5歳
教育職(三)	専門学校に勤務する教育職員	8人	48.9歳
公安職	警察官	1,633人	37.1歳
第2号任期付研究員	任期付研究員	8人	35.4歳
計		11,445人	42.7歳

※ 特定任期付職員は職員数が少数であるため、表中への具体的な数値の掲載は省略した。



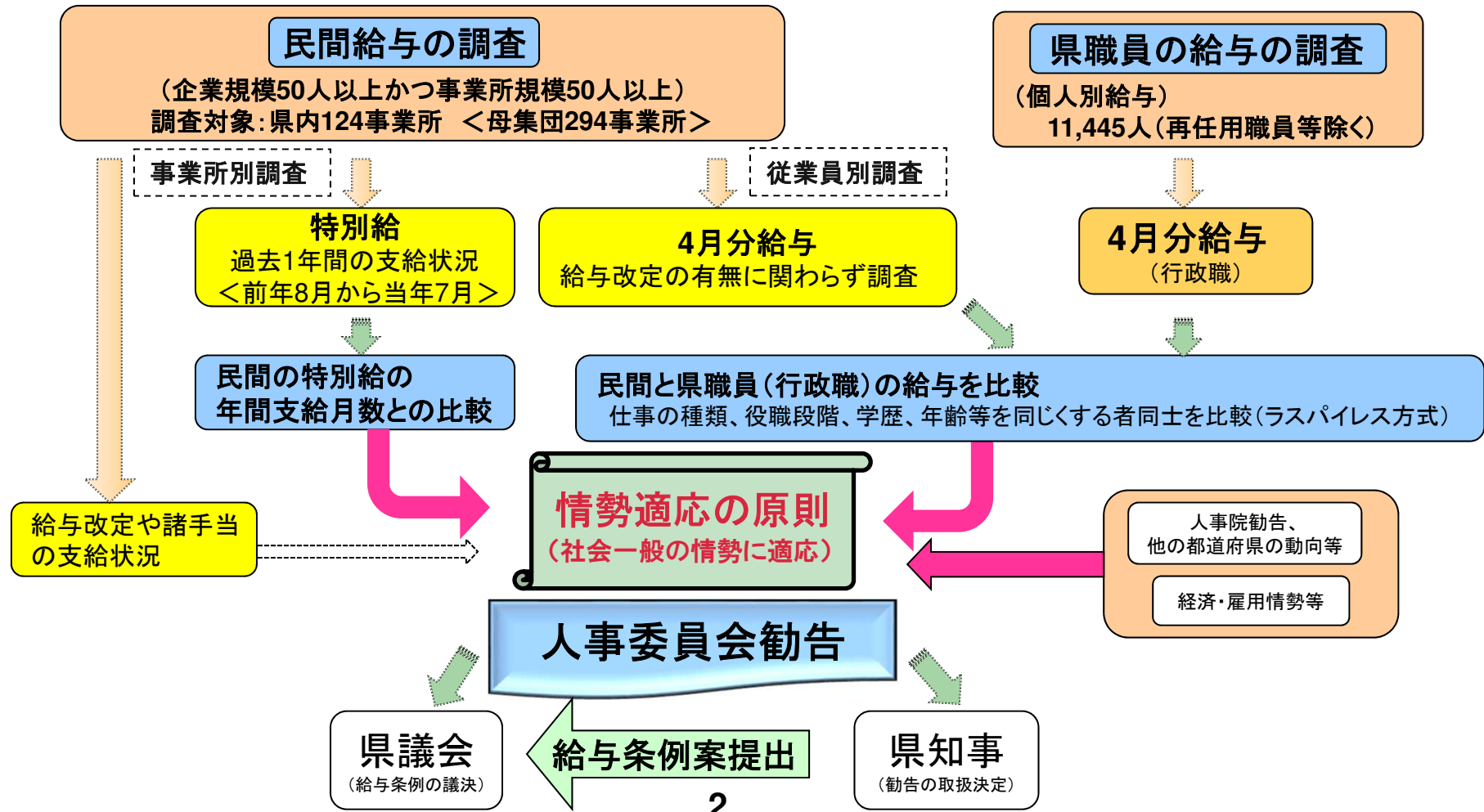
(注1) この人数は、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、公営企業職員、現業(技能労務)職員等は除いたもの。

(注2) 年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢

② 給与勧告の手順

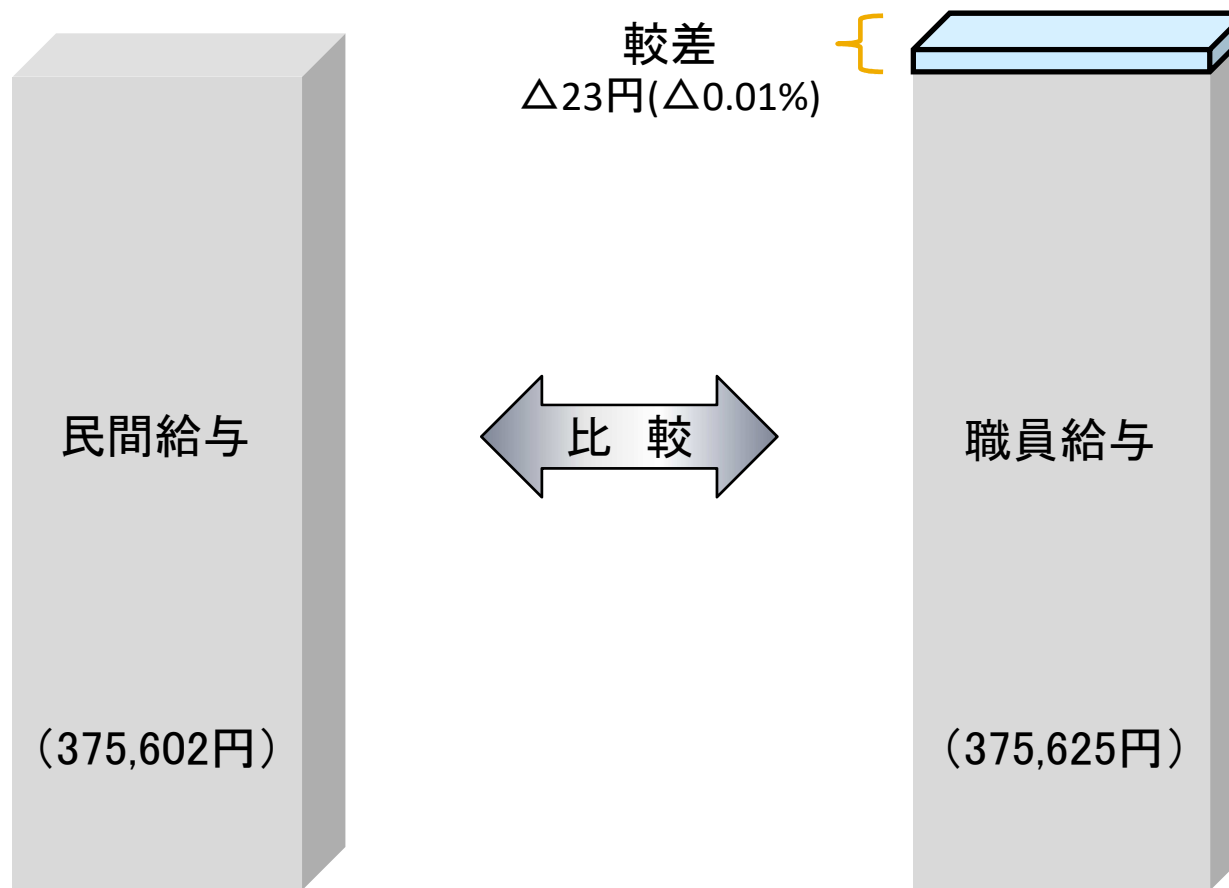
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



④ 民間給与との較差

民間給与との較差は△23円(△0.01%)と極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととしました。



⑤ 本年の給与改定

1 月例給

- 民間給与との較差 $\Delta 23$ 円($\Delta 0.01\%$)
民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給の改定なし

2 特別給(期末手当・勤勉手当)

- 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月に改定(現行4.45月)
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

3 初任給調整手当

- 獣医師の安定的な確保の必要があることから、獣医師に対して初任給調整手当を支給
月額30,000円を超えない範囲内の額で、採用の日から15年以内の期間

4 実施時期

- 特別給(期末手当・勤勉手当)は、条例の公布の日の属する月の翌月の初日
初任給調整手当は、令和4年4月1日

⑥ 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）

本県の平成23年から本年までの給与勧告については次のとおりです。

	月例給	特別給（ボーナス）		一般行政職の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成23年	▲ 0.20 %	3.95 月	—	▲ 1.3 万円	▲ 0.21 %
平成24年	勧告なし（注）	3.95 月	—	—	—
平成25年	勧告なし（注）	3.90 月	▲ 0.05 月	▲ 2.0 万円	▲ 0.32 %
平成26年	0.22 %	4.10 月	0.20 月	9.2 万円	1.49 %
平成27年	0.40 %	4.20 月	0.10 月	6.5 万円	1.04 %
平成28年	0.81 %	4.30 月	0.10 月	8.7 万円	1.39 %
平成29年	0.13 %	4.40 月	0.10 月	4.7 万円	0.74 %
平成30年	0.16 %	4.45 月	0.05 月	2.9 万円	0.46 %
令和元年	0.10 %	4.50 月	0.05 月	2.5 万円	0.40 %
令和2年	勧告なし（注）	4.45 月	▲ 0.05 月	▲ 2.0 万円	▲ 0.32 %
令和3年	勧告なし（注）	4.30 月	▲ 0.15 月	▲ 5.9 万円	▲ 0.94 %

（注） 公民較差に基づく給与改定の勧告なし